

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き 三田市



市税につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、固定資産税は土地、家屋のほかに、事業者（法人・個人）に対しては、構築物や機械装置・器具備品などの資産（償却資産）にも課税されます。三田市内で償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在に所有している償却資産を市へ申告していただくことになっています。つきましては、この手引きを参照し**期限内に申告書を提出してください。**

申告書提出期限	令和7年1月31日（金） ※法定申告期限は毎年1月31日です（期限の末日が休日に当たる場合は翌開庁日が提出期限になります）。【地方税法第20条の5】 ※期限間近は混雑しますので、1月17日（金）までに提出していただくか、 <u>郵送又は電子申告による提出をご利用ください。</u>
☆ 郵送で提出される場合で、控えの返送をご希望の場合は、 切手を貼った返信用封筒（控返送用）を同封し 、申告書、明細書を全てお送りください（最終ページの「あて名ラベル」をご利用いただくと便利です。）。	
☆ 市ホームページの申請様式提供サービスから申告書の様式をダウンロードできます。	
☆ 申告書ご提出の前には、20ページも併せてご利用ください。	

《目次》			
第1部 償却資産とは	… 2ページ	第4部 償却資産申告書の記入のしかた	
第2部 償却資産の申告	… 9ページ		… 14ページ
第3部 償却資産の申告から課税までの流れ	… 13ページ	第5部 税額等の算出方法	… 18ページ
		第6部 その他	… 19ページ

償却資産に関するお問い合わせ先・申告書提出先
〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
三田市役所 税務課 資産税係（本庁舎2階）
TEL 079-559-5055（直通） FAX 079-563-5697
HP <https://www.city.sanda.lg.jp/>

第 1 部 償却資産とは

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものを含みます。）をいいます。

【地方税法第341条第4号】

★主な償却資産の例

資産種類			主な償却資産の例
1	構 築 物	構 築 物	・舗装路面、門・塀等の外構工事、植栽、看板（広告塔）、屋外給水設備等 ・基礎のない簡易物置・ビニールハウス、畜舎・堆肥舎、自転車置場等で固定資産税の家屋対象外の建物等
		建 物 附 属 設 備	・建築設備のうち償却資産になるもの（4ページ参照） ・貸しビル等の入居者が取り付けた建築設備・内装等
2	機 械 及 び 装 置		加工機械、製造機械、土木建設機械、機械式駐車場設備等
3	船 舶		ボート、釣り船等
4	航 空 機		ヘリコプター、飛行機等
5	車 両 及 び 運 搬 具		大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0、00～09、000～099」、「9、90～99、900～999」の車両）、台車、その他運搬具の中で自動車税・軽自動車税の対象外のもの
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品		測定・検査工具、治具、金型、パソコン等 OA 機器、陳列棚、医療機器、美容機器、看板（ネオンサイン）、ルームエアコン、応接セット、事務机、厨房用品、遊戯器具、自動販売機等

2. 納税義務者

令和7年1月1日（賦課期日）における償却資産の所有者です。

3. 申告が必要な資産

令和7年1月1日現在において、その事業の用に供することができる資産（他人に貸与している資産も含みます。）で、税務会計上減価償却が認められるものであって、国税に申告しているものです。

なお、次に掲げる資産も申告対象になります。

1. 償却済資産（減価償却が終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
2. 遊休資産・未稼働資産であっても維持補修が行われている資産
3. 福利厚生のに供するもの（食堂施設・医療施設・寄宿舎等）
4. 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産で賦課期日（1月1日）現在、事業の用に供することができる資産

5. 取得価額が30万円未満の資産で、中小企業者等の少額資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第67条の5等）を適用したもの
6. 借用資産（リース資産）であっても契約内容が割賦販売と同様である資産

★「事業の用に供する」とは？

- ◎「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを必要としません。したがって、公益法人（財団、社団）等の行う活動も事業に該当します。
- ◎「事業の用に供する」とは、事業を行ううえで使用（利用）することをいいます。したがって、家庭専用として使用されている資産や商品として陳列されている資産は償却資産には該当しません。しかし、同じ資産を事業用にも家庭用にも使用している場合には、たとえ事業用に使用する割合が家庭用に使用される割合よりも小さい場合でも、その資産全体が償却資産になります。
- ◎所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。
- ◎直接的に事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅等）の器具備品、構築物等も償却資産として申告対象になります。

★少額資産等の取り扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金参入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 地方税法施行令第49条ただし書きによる、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満のもの
ただし、下記④、⑤に記載する資産（③に該当するものを除く。）は、固定資産税（償却資産）の申告対象になりますのでご注意ください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

	償却方法	取得価額			
		10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金参入（※1）	申告対象外			
②	3年一括償却（※2）	申告対象外			
③	リース資産 （ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象	
④	中小企業者等の少額資産 特例（※3）	申告対象			
⑤	個別減価償却（※4）	申告対象			

（※1）法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

（※2）法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

（※3）中小企業者の少額資産特例を適用できるのは、平成18年4月1日から令和8年3月31日までに取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。

（※4）個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産は全て必要経費になるため、個別に減価償却することはありません。

★リース資産の取り扱いについて

リース資産は原則として資産の所有者であるリース会社が申告することになります。ただし、譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合等）と同様である場合、買主が申告をする必要がありますので、契約内容をご確認ください。

★償却資産と家屋（建物附属設備）の区分

家屋の所有者が所有する資産であっても、特定の生産又は業務の用に供されるもの、家屋から独立した機械・装置として使用されているもの、構造上家屋と一体でないもの、サービス設備としての性格が強いものは償却資産になりますので、申告が必要です。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備	
動力配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線・配管
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視装置	中央監視装置	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備	ルームエアコン(取り外しが可能なもの)	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じる(百貨店、旅館、飲食店、病院等)サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備
間仕切	つい立て程度のもの	容易に取り外せないもの
太陽光発電設備	右記以外の設備	屋根材としているもの

※ 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合もあります。

※ 「家屋に含めるもの」については、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっていること」に特に留意する必要があります。

※ 家屋と設備等の所有者が異なる場合は、表中の「家屋に含めるもの」は全て設備所有者の償却資産として取り扱われます。

★賃借人（テナント）が取り付けた内装等について

※家屋所有者以外の方（テナント）が、自ら費用を負担して内装・模様替工事、建物附属設備等の取付工事を行ったときは償却資産(特定附帯設備)に該当しますので、必ず申告してください。

(地方税法第343条第10項、三田市市税条例第54条第8項)

4. 申告の必要がない資産

次に掲げる資産は、償却資産の課税対象ではないため、申告の必要はありません。

1. 土地、家屋として固定資産税が課税されるもの
2. 自動車税、軽自動車税の対象になる車両等
 ※上記の自動車等から取り外された場合、単独では使用できなくなるもの（カーナビゲーション、車載無線機等）は、申告の必要はありません。
3. 無形減価償却資産（ソフトウェア、営業権、特許権、水道施設利用権等）
4. 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
5. 繰延資産
6. 少額資産（詳しくは3ページの「少額資産等の取り扱いについて」をご参照ください）
 - ① 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの
 - ② 取得価額が20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
 - ③ 法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以降の契約分に限りませす）

5. 国税（所得税・法人税）との取り扱いの違い

項目	固定資産税の取り扱い(償却資産)	国税の取り扱い(所得税・法人税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日1月1日現在)	事業年度
減価(償却)の方法	定率法のみ ※減価率は法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	定額法か定率法の選択制(建物並びに平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物は定額のみ)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	× (認められません)	○ (認められます)
特別償却、割増償却(租税特別措置法)	× (認められません)	○ (認められます)
増加償却(所得税・法人税)	○ (認められます) ※税務署長への届出書の写しが必要	○ (認められます)
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで
改良費(資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を分けて評価)	(平成19年4月1日以降取得) 原則区分評価(合算評価の特例あり) (平成19年3月31日以前取得) 合算評価
少額の減価償却資産(使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満)	損金算入したものは課税対象にならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)	損金算入可能(法人税法施行令133、所得税法施行令138)
一括償却資産(取得価額が20万円未満の減価償却資産)	損金算入したものは課税対象にならない(本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は課税対象)	3年間で損金算入可能(法人税法施行令133の2、所得税法施行令139)
青色申告書を提出する中小企業者等が租税特別措置法を適用して取得した30万円未満の減価償却資産	課税対象になる	損金算入可能(租税特別措置法28の2、67の5)

6. 業種別の主な償却資産と耐用年数

業種	主な償却資産〈 〉内は耐用年数
共通	<ul style="list-style-type: none"> ○構築物 門・塀(金属造<10>、コンクリート造<15>、石造<35>)、アスファルト舗装<10>、コンクリート舗装<15>、緑化施設及び庭園<20>、簡易間仕切り<3>、野立看板(金属造<20>、その他のもの<10>) ○建物附属設備 受変電設備(キュービクル)<15>、中央監視設備<18>、屋外給排水・ガス設備<15>、屋外照明電気設備<15>、そで看板(主として金属造<18>、その他のもの<10>) ○機械・装置 機械式駐車場設備(ターンテーブル等)<10>、太陽光発電システム<17> ○工具、器具、備品 測定・検査工具等<5>、治具<3>、金型<2>、パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く)<4>、パソコン(その他のもの)<5>、コピー機<5>、ルームエアコン<6>、プリンター<5>、シュレッダー<5>、応接セット接客業用<5>、カウンター<3>、テレビ<5>、電話・通信設備<6>、金庫(手さげ金庫<5>、その他のもの<20>)、立て看板・ネオンサイン<3>
事務所	机・椅子(主として金属製のもの)<15>、机・椅子(主として非金属製のもの)<8>、ロッカー(金属製のもの)<15>、タイムレコーダー<5>
小売業	陳列棚・ケース<8>(冷凍機又は冷蔵機付<6>)、冷蔵庫<6>、簡易間仕切<3>、日よけ(主として金属製のもの)<15>、レジスター<5>、自動販売機<5>
喫茶・飲食店	室内装飾品(金属製<15>、その他のもの<8>)、厨房設備<8>、厨房用品(陶磁器製又はガラス製<2>、その他のもの<5>)、冷蔵庫<6>、放送設備<6>、カラオケ機器<5>
建設業	パワーショベル・ブルドーザー・ロードローラー<8>、フォークリフト<4>(軽自動車税の対象になっているものを除く)
理容・美容業	理容・美容椅子<5>、洗面設備<5>、タオル蒸器<5>
クリーニング業	洗濯機<13>、脱水機<13>、乾燥機<13>、プレス機<13>
病院・診療所	手術機器<5>、消毒殺菌用機器<4>、歯科診療用ユニット<7>、レントゲン機器(移動式<4>、その他のもの<6>)、調剤機器<6>、ファイバースコープ<6>
ガソリンスタンド	ガソリンアナライザー<5>、洗車機<8>、ガソリン計量機<8>、オートリフト圧縮機<8>、空気圧調整器<8>、貯油そう<8>、建物から独立しているキャンピー(金属製のもの)<45>
駐車場業	アスファルト舗装<10>、コンクリート舗装<15>、ターンテーブル<10>、パーキング装置・発券機<5>
不動産賃貸業	貸付不動産の門・塀<10~35>、緑化施設<20>、街路灯<10>、ルームエアコン<6>、駐輪場(簡易建物)<7~10>
パチンコ店	パチンコ台<2>、パチスロ台<3>、両替機<5>、玉替機<5>、台取付工事<5>、自動玉洗浄・玉補給装置<10>

〈 〉内の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。

その他の償却資産の耐用年数については、「**減価償却資産の耐用年数等に関する省令**」(昭和40年大蔵省令第15号)をご参照ください。

★平成20年度の税制改正により、機械及び装置を中心に、減価償却資産の耐用年数が大幅に変更されました。改正後の耐用年数は、平成21年度課税分から適用になります。資産の取得時にさかのぼって改正後の耐用年数を用いて再評価を行うものではありません。

7. 不動産を賃貸されている方へ

次に例示する事業用資産は償却資産になりますので、資産を所有する事業主が必ず申告してください。

賃貸住宅・テナントビル (家屋は別途課税されます)	コンクリート・ブロック塀、フェンス、門・アーチ、側溝、溝蓋、舗装路面、緑化施設(庭園・植栽・花壇)、屋外給排水設備、屋外照明設備(外灯等)、屋外受水槽、中央監視制御装置、受変電設備、自転車置場、ごみ置場、エアコン(埋込み型でないもの)等
貸駐車場	アスファルト・コンクリート舗装、ブロック塀、フェンス、側溝、屋根、看板、外灯、車止め、パーキング装置、精算機、発券機、機械装置、ターンテーブル装置 等

8. 太陽光発電設備をお持ちの方へ

太陽光発電設備については、設置者や設置方法により、償却資産の申告が必要になる場合があります(家屋の屋根材として設置されているものを除きます。)

設置者	申告が必要になる場合
法人、個人事業主	売電の有無に関わらず、事業用資産になるので、申告が必要です。
個人(住宅用)	固定価格買取制度の認定を受けて取得されたもの(住宅等太陽光発電設備)は事業用資産になるので、申告が必要です。

9. 大型・小型特殊自動車をお持ちの方へ

小型特殊自動車は、償却資産の課税対象になりません(軽自動車税の対象になりますので、別途登録が必要となります)。**大型特殊自動車**については償却資産の申告が必要です。下記の表をご参照ください。

自動車の構造及び原動機			自動車の大きさ			自動車の種別	償却資産
			長さ	幅	高さ		
イ	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/時以下のもの	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	小型特殊自動車	非該当
		自動車の大きさが右欄に該当するものうち最高速度15km/時を超えるもの				大型特殊自動車	該当
		上記以外のもの					
ロ	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度35km/時未満のもの	-	-	-	小型特殊自動車	非該当
		最高速度35km/時以上のもの				大型特殊自動車	該当
ポール・トレーラー及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車						大型特殊自動車	該当

(注) 上表イに該当する自動車の場合は、最高速度15km/時以下、長さ4.70m以下、幅1.70m以下、高さ2.80m以下の4つの条件を1つでも超えると大型特殊自動車になり償却資産に該当します。

上表ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度が35km/時以上であれば大型特殊自動車になり償却資産に該当します。

10. 償却資産に関するよくある質問

Q 1. 耐用年数を経過して、減価償却済みになった資産も申告が必要ですか？

A. **必要です。**

所得税や法人税で減価償却済み（帳簿上で備忘価額 1 円のみ計上されている資産）になっても、事業のために使用している限り固定資産税（償却資産）の申告は必要です。なお、償却資産評価額の最低限度は取得価額の 5 % で、それより減価することはありません。償却資産の評価額の計算方法は 18 ページをご確認ください。

Q 2. 駐車場・賃貸住宅を営んでいます。土地・家屋で固定資産税が課税されていますが、償却資産の申告も必要ですか？

A. **必要です。**

駐車場の舗装路面やフェンス、賃貸住宅の外構工事（舗装路面・門・フェンス等）、植栽、外灯等は事業の用に供する資産になるため、償却資産の申告対象になります。なお、土地及び家屋で評価されていない部分になっています。

申告の必要な償却資産は 7 ページの「7. 不動産を賃貸されている方へ」をご参照ください。

「建物一式」等で国税（所得税・法人税）に資産計上されている場合は、見積書や工事請負契約書等から申告が必要な資産の内訳をご確認いただきご申告ください。

Q 3. 赤字のため減価償却を行っていない資産でも、償却資産の申告対象になりますか？

A. **申告対象になります。**

たとえ現実に減価償却を行っていない資産であっても、税務会計上国税（所得税・法人税）で申告している資産であれば申告の対象になります。

Q 4. 社員の福利厚生のために建設した独身寮や食堂施設等の設備・備品等も償却資産の申告対象になりますか？

A. **申告対象になります。**

企業がその従業員の利用に供するために設置した福利厚生施設等に係る資産も、間接的であるとはいえ、企業としてその事業の用に供するものであると認められるので、償却資産となり申告の対象になります。

Q 5. 給与所得者ですが、固定価格買取制度の設備認定を受けて自宅の屋根の上に太陽光パネルを設置し、電力会社と電力買取契約を締結しています。償却資産の申告対象になりますか？

A. **固定価格買取制度の認定を受けている場合は、申告対象になります。ただし、家屋の屋根材一体型のものを除きます。**

太陽光パネルは売電を目的として使用されるものであり、固定価格買取制度により継続的な売電行為が保証されています。よって、この設備は事業（一定の行為のために一定の行為を継続・反復して行う）の用に供する資産であり、固定資産税の償却資産の課税対象になりますので、申告が必要です。

なお、申告書用紙が送られてきた方で 家屋の屋根材一体型 の太陽光パネルをお持ちの方は、償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考」欄の「ウ. 該当資産なし」に○印を付し、余白に「屋根材一体型のもの」である旨を記入して提出してください。

第2部 償却資産の申告

1. 申告が必要な方

- ・令和7年1月1日現在、償却資産を所有（貸与）されている事業者（法人・個人）
- ・令和6年1月2日以降に三田市内で新たに事業を開始された方
- ・令和6年中に事業所の廃止や解散をされた方

※前年中に資産の増減がない方や、申告する資産がない方も、必ず申告書を提出してください。

償却資産に該当する資産の詳細は2～8ページをご参照ください。

2. 申告書類と提出方法

「1. 申告が必要な方」のいずれかに該当する方は、次の表の区分により○のついている書類を提出してください。記入の仕方は14～17ページです。

申告のパターン	提出する用紙	申告書	種類別明細書		確認人書番号	申告方法
			増加・全資産 (青色)	減少資産 (赤色)		
前年度までに償却資産の申告をしたことがある方	資産の増減がない	○			○	・申告書「18 備考」欄の「イ. 前年度より増減なし」に○を記入。
	増加した資産がある	○	○		○	・申告書「18 備考」欄の「ア. 前年度より増減あり」に○を記入。 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加資産を記入。
	減少した資産がある	○		○	○	・申告書「18 備考」欄の「ア. 前年度より増減あり」に○を記入。 ・種類別明細書（減少資産用）に減少資産を記入。
	増加・減少した資産が両方ある	○	○	○	○	・申告書「18 備考」欄の「ア. 前年度より増減あり」に○を記入。 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加資産を記入。 ・種類別明細書（減少資産用）に減少資産を記入。
	廃業又は市内事業所を撤去	○			○	・申告書「18 備考」欄の[異動事項]に異動年月を記入し、「1. 廃業」又は「2. 市内事業所の撤去」に○を記入。
初めて申告する方	申告する資産がある	○	○		○	・申告書「18 備考」欄の「ア. 前年度より増減あり」に○を記入。 ・種類別明細書（増加資産・全資産用）に、三田市内に所在する全ての資産を記入。
	申告する資産がない	○			○	・申告書「18 備考」欄の「ウ. 該当資産なし」に○を記入。

※事業用資産が自己所有でない場合、申告書「16 借用資産」に貸主の名称等を記入してください。
 ※特例該当資産や非課税該当資産がある場合は、届出書や関係する添付書類も提出してください。
 ※法人番号を記載した申告書を提出していただく場合は、本人確認資料の提示・添付は不要です。

★電算申告される方へ

電算処理により評価額を算出申告される方は、増加・減少した資産のみの申告ではなく、三田市内で所有するすべての償却資産を申告してください。

電算申告をされた場合、資産の種類別明細書は登録せずに償却資産申告書の数値のみを登録する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

提出書類	注意点
償却資産申告書	本市から送付した申告用紙を使用しない場合は、全国的に統一された様式により申告してください。
種類別明細書（全資産）	全国的に統一された様式により申告してください。 なお、価額（決定価格）、課税標準額等についても必ず記入してください。
その他	課税標準の特例の適用がある場合、特例資産の一覧表を作成して添付してください。また、税制改正等により耐用年数を変更された資産がある場合は、耐用年数を変更したことがわかるように記入してください。

★個人番号・法人番号の記入について

平成28年度より、償却資産申告書に個人番号・法人番号の記入欄が設けられました。これにより、個人番号を記入した申告書を提出していただく際、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）が必要になります。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は、本人確認資料の写しを添付してください。

なお、法人番号を記入した申告書を提出していただく場合や、電子申告「eL TAX（エルタックス）」による申告の場合は、本人確認資料の提示・添付は不要です。

個人番号・法人番号の記入欄のない旧様式の申告書をご利用される場合は、申告書右下部の備考欄に個人番号・法人番号を記入してください。

（１）所有者ご本人が申告書を提出する場合

番号確認資料	マイナンバーカード（個人番号カード）、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、個人番号通知書（※）
身元確認資料	① マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、旅券（①が困難な場合は②でも可）
	②住所・氏名が印字された償却資産申告書、固定資産税納税通知書 等

（２）代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料	本人のマイナンバーカード（個人番号カード）、本人の通知カード、本人の個人番号が記載された住民票の写し、個人番号通知書の写し
代理人の身元確認資料	代理人のマイナンバーカード（個人番号カード）、代理人の運転免許証、代理人の旅券、代理人の税理士証票 等
代理権確認資料	委任状、税務代理権限証書 等

（※）通知カードは令和2年5月25日に廃止され、マイナンバーの通知は個人番号通知書の送付により行われます。

★国税資料等の閲覧について

三田市では地方税法第354条の2の規定により、所得税または法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧した書類の内容と、三田市への申告内容に差異が見受けられた場合は、実地調査を含め個別に確認させていただきますのでご協力お願いします。なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますのであらかじめご了承ください。

★課税標準の特例について

一定の要件に該当する資産には税負担を軽減する課税標準の特例措置（主なものは11ページ）があります。該当する資産を所有している方は、関係資料とともにご申告ください。

★過年度への遡及について

申告内容の修正や申告漏れ等の場合の課税については、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります（地方税法の規定により最大5年度分を限度）。

過年度分の課税が発生した場合は、一括で納付していただくこととなります。

★申告されない方、又は虚偽の申告をされた方

正当な理由なく申告をしない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科されることになるほか、同法368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収する場合があります。期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をすると、地方税法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

【課税標準の特例（わがまち特例 ※一部抜粋）】

- ・ 税制改正により、対象資産、適用期間、範囲等が変更になることもあります。
- ・ 特例割合は、わがまち特例による特例割合を示しています（三田市市税条例付則第10条の2）。

根拠法令	対象資産	取得時期	特例割合 /適用期 間	対象範囲／関係資料の例
地方 税法 附則 第15 条	第2項 第1号	汚水又は廃液の処理施設	R6.4.1～ R8.3.31 1/2 期限なし	沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置等 ※既存の施設又は設備に代えて設置したものは対象外
	第2項 第5号	下水道除害施設	R6.4.1～ R8.3.31 4/5 期限なし	沈澱又は浮上装置、汚泥処理装置、濾過装置、中和装置等 ※既存の施設又は設備に代えて設置したものは対象外
	第25項 ①第1号(イ) ②第3号(イ)	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、太陽光発電設備 ①1,000Kw未満 ②1,000Kw以上	R6.4.1～ R8.3.31 ①2/3 ②3/4 3年間	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置 法に規定する認定発電設備の対象外であって、再生可能エネルギー 事業者支援事業費補助金を受けているもの 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し
	第25項 ①第1号(ロ) ②第3号(ロ)	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、風力発電設備 ①20Kw以上 ②20Kw未満	R6.4.1～ R8.3.31 ①2/3 ②3/4 3年間	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置 法に規定する認定発電設備であるもの 経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定書」の 写し
	第25項 ①第3号(ハ) ②第4号(イ)	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、水力発電設備 ①5,000Kw以上 ②5,000Kw未満	R6.4.1～ R8.3.31 ①3/4 ②1/2 3年間	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置 法に規定する認定発電設備であるもの 経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定書」の 写し
	第25項 ①第1号(ハ) ②第4号(ロ)	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、地熱発電設備 ①1,000Kw未満 ②1,000Kw以上	R6.4.1～ R8.3.31 ①2/3 ②1/2 3年間	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置 法に規定する認定発電設備であるもの 経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定書」の 写し
	第25項 ①第1号(ニ) ②第4号(ハ)	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、バイオマス発電設備（第 2号のものを除く） ①10,000Kw以上 20,000Kw未満 ②10,000Kw未満	R6.4.1～ R8.3.31 ①2/3 ②1/2 3年間	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置 法に規定する認定発電設備であるもの 経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定書」の 写し
	第25項 第2号	特定再生可能エネルギー発電設備 のうち、バイオマス発電設備（木 質由来又は農産物の収穫に伴うも のに限る） 10,000Kw以上 20,000Kw未満	R6.4.1～ R8.3.31 6/7 3年間	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置 法に規定する認定発電設備であるもの 経済産業省が発行した「再生可能エネルギー発電設備の認定書」の 写し
	第28項	浸水防止用設備	H29.4.1～ R8.3.31 2/3 5年間	防水扉、防水板、排水ポンプ、換気口浸水防止機 ※水防法に基づく洪水浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又 は管理者が浸水防止計画に基づき取得した浸水防水用設備
	第38項	一体型滞在快適性等向上事業	R6.4.1～ R8.3.31 1/2 5年間	滞在の快適性等の向上を目的として行われる公共施設の整備・管理
第41項	雨水貯留浸透施設	R3.5.10～ R9.3.31 1/3 期限なし	貯留槽（地下に施工）、透水性舗装、浸透ます等 ※特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事 や市町村長等の認定を受けて整備されたもの	

【その他の課税標準の特例】

中小事業者等が新規取得した先端設備等導入計画に基づく設備（根拠法令：地方税法附則第15条第45項）

～生産性向上や賃上げの促進に資する償却資産の導入に係る固定資産税の軽減～

令和6年10月 時点

対象者	以下のいずれかに該当する中小事業者等で、先端設備等導入計画に係る認定を受けた者 （◆同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人、または2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人は対象外） ① 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人 ② 資本金又は出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人 ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人			
対象資産	機械及び装置	建物附属設備	器具備品	測定工具及び検査工具
	・一台又は一基の取得価額が160万円以上のもの	・一の建物附属設備の取得価額が60万円以上のもの * 償却資産として課税されるものに限る	・一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの	・一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの
	<ul style="list-style-type: none"> 一定期間内に販売されたモデル（中古資産は対象外） 上記の対象設備のうち年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資目的達成のために必要不可欠な設備 生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること 			
対象要件	賃上げ表明を行うことにより、より有利な特例割合が適用されます。			
賃上げの表明	設備の取得時期		適用期間	特例割合
	無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年度分	2分の1
	有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年度分	3分の1
有り	令和6年4月1日から令和7年3月31日		4年度分	3分の1
	必要書類	<input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画（写） <input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画の認定申請書および当該計画の認定書（写） <input type="checkbox"/> 先端設備等導入計画に関する確認書（認定経営革新等支援機関による事前確認書）（写） <input type="checkbox"/> 認定経営革新等支援機関による投資計画に関する確認書 <input type="checkbox"/> (リース資産の場合のみ)リース契約見積書（写） <input type="checkbox"/> (リース資産の場合のみ)固定資産税軽減額計算書（写） <input type="checkbox"/> (更なる減額を受ける場合)従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類		
留意事項	先端設備等導入計画の認定は三田市産業政策課で行っております。 詳しくは三田市ホームページまたは、079-559-5085までお問い合わせください。			

▶よくあるご質問（制度詳細や他のよくあるご質問については中小企業庁ホームページをご覧ください。）

・先端設備等導入計画の認定前に取得した設備は、特例措置を受けることができますか。

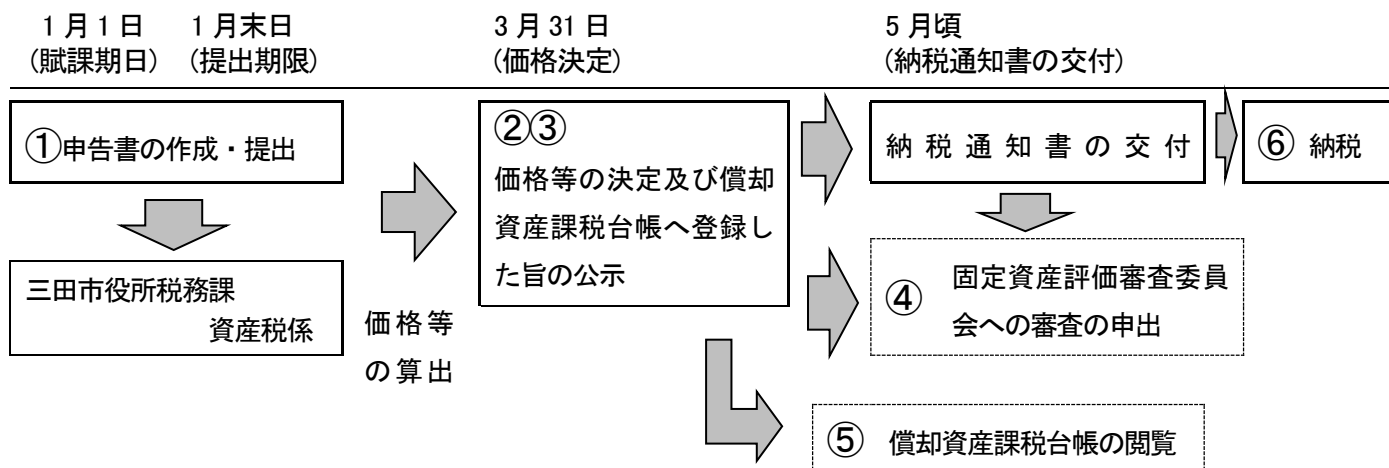
本特例措置の対象設備は、先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。計画の認定前に取得した設備は特例措置を受けることができません。

ホームページでもご覧いただけます。

三田市 償却資産

で検索

第3部 償却資産の申告から課税までの流れ



① 申告書の提出・作成

賦課期日（1月1日）現在に三田市内で所有している資産を、その年の1月末日までに申告していただきます。

② 価格の決定

市長は3月31日までに算出した評価額を令和7年度の償却資産の価格として決定します。決定した償却資産の価格等は課税台帳に登録され、その旨が公示されます。

③ 税額の算出方法

資産ごとに算出した評価額の合計を課税標準額といい、この課税標準額から次の計算により固定資産税額を算出します。詳しい税額の算出方法については18～19ページをご参照ください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \hline (1,000 \text{円未満切捨て}) \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率 (1.4\%)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{固定資産税額} \\ \hline (100 \text{円未満切捨て}) \\ \hline \end{array}$$

なお、償却資産の課税標準額が150万円（免税点）未満である年度は課税されません（申告は必要です。）。

④ 審査申出・審査請求

課税台帳に新たに登録された価格に不服のある方は、課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、三田市固定資産評価審査委員会に対して文書で審査申出をすることができます。また、この審査申出に対する決定を経た場合において、なお不服があるときは、当該決定に対してのみ取消の訴えを提起することができます。

課税（納税通知書の内容等）に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、文書で三田市長に審査請求ができます。ただし、価格の審査申出事項は除きます。

⑤ 課税台帳の閲覧

償却資産課税台帳に登録された価格等は、所有者、納税管理人及び代理人等が閲覧できます。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から可能になります。（本人確認のできる免許証やマイナンバーカード等の公的書類が必要です。代理人が申請手続きを行う場合には、委任状と代理人自身の本人確認のできる公的書類が必要です。）

⑥ 納期

年税額は4回の納期（三田市では5月、7月、12月、翌年の2月）に分けて納めていただくことができます。具体的な納期は、固定資産税納税通知書等でお知らせします。

第4部 償却資産申告書の記入のしかた

1. 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の記入のしかた

この申告書は、**償却資産の増加・減少がない場合や、償却資産を所有していない場合も必ず提出してください。**

前年までの申告内容を反映した『償却資産申告書（償却資産課税台帳）』が2枚（「提出用」ならびに「控用」）同封されている方は、いずれの用紙にも変更内容を加筆し、提出してください。

また、「控用」については、貴事業所の控えとしてください。

初めて申告される方は、複写式の償却資産申告書（償却資産課税台帳）を利用し、下記にならって記入してください。所有者氏名の欄に㊞マークが印字されている申告書であっても、押印は不要です。

なお、市ホームページにも様式を掲載していますので、必要に応じてご利用ください。

【記入例】

令和 7 年 1 月 14 日
兵庫県三田市長 あて

令和 7年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳) 所有者番号 12345678

1 住所 669-1513-669-1528
兵庫県三田市三輪2丁目1番1号
兵庫県三田市駅前町2番1号
(電話 079-563-XXXX)

2 氏名 三田市 株式会社
代表取締役 三田花子
(屋号 三田共同住宅)

3 個人番号又は法人番号 00000000000000000000

4 事業種目 不動産賃貸業
(資本金等の額) 50 百万円

5 事業開始年月 平成20年5月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 経理課 三田太郎
(電話 079-563-XXXX)

7 税理士等の氏名 税理士 三輪二郎
(電話 079-563-YYYY)

8 短縮耐用年数の承認 有(無)

9 増加償却の届出 有(無)

10 非課税該当資産 有(無)

11 課税標準の特例 有(無)

12 特別償却又は圧縮記載 有(無)

13 税務会計上の償却方法 定率・定額

14 青色申告 有(無)

資産の種類	取得価額			
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
1 構築物	3,000,000	1,500,000	8,800,000	10,300,000
2 機械及び装置	1,500,000			1,500,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬機				
6 工具、器具及び備品	2,000,000	1,300,000	2,700,000	3,400,000
7 合計	6,500,000	2,800,000	11,500,000	15,200,000

15 三田市における事業所等資産の所在地 (17 事業所用家屋の所有区分)
① 三輪2丁目1番1号 三田共同住宅 (自己所有・借家)
② 駅前町2番1号(事務所) (自己所有・借家)
③ (自己所有・借家)

16 借用資産 (リース資産) 貸主の名称等 (有・無) 三田リース

18 備考(語付書類等)
○ 前年度より増減あり(全減少・一部減少)
イ 前年度より増減なし
ウ 該当資産なし
【異動事項】(異動年月: R6 年 5 月)
1. 廃業 2. 市内事業所の撤去
③ 送付先の変更 4. 氏名・名称の変更
5. その他
本店所在地及び代表者変更

この欄は自社電算システムにより全資産申告される方のみ記入してください。

処理欄(記入不要です)

記入項目	記入内容
① 申告年月日	申告書を提出する年月日を記入してください。
② 住所 (又は法人の本店所在地)	個人の場合は住民登録上の住所、法人の場合は本店の所在地、電話番号を記入してください。納税通知書送付先を別途指定される場合はその送付先を記入してください。
③ 氏名(又は名称)	個人の場合は氏名、法人の場合は名称と代表者氏名を記入してください。屋号がある方は必ず記入してください。
④ 個人番号又は法人番号	番号法に規定する個人番号・法人番号を記入してください(個人12桁・法人13桁)。
⑤ 事業種目	事業の内容を具体的に記入してください。複数の事業を行っている場合は主たる事業種目を記入してください。
⑥ 事業開始年月	個人…事業開始年月、法人…設立年月 を記入してください。
⑦ この申告に回答する者の係及び氏名	この申告について回答される方の係名、氏名及び電話番号を記入してください。
⑧ 税理士等の氏名	税理士等に経理を委託されている場合は氏名及び電話番号を記入してください。

記入項目	記入内容	
⑨ 8～14短縮耐用年数の承認等	各項目について、該当するほうを○で囲んでください。	
⑩ 三田市内における事業所等資産の所在地(事業所用家屋の所有区分)	三田市内にある事業所等、資産の所在地を記入してください。複数ある場合は、全て記入してください。事業所用家屋の所有区分について、該当するほうを○で囲んでください。	
⑪ 借用資産(リース資産)	借用(リース)資産等の有無について、該当するほうを○で囲んでください。 なお、「有」の場合は貸主と資産の名称、連絡先等を記入してください。	
⑫ 取得価額	前年前に取得したもの(イ)	前年までに申告された資産の合計取得価額が資産の種類別に印字されています。 今年、初めて申告される方は記入しないでください。
	前年中に減少したもの(ロ)	令和6年1月2日から令和7年1月1日までに減少(売却・廃棄・他市町への移設等)した資産の合計取得価額を種類別に記入してください。
	前年中に取得したもの(ハ)	令和6年1月2日から令和7年1月1日までに増加(新品取得、中古品取得等)した資産の合計取得価額を種類別に記入してください。 申告漏れや移動により受け入れた資産も、(イ)ではなくこちらに含めてください。
	計{(イ) - (ロ) + (ハ)}(ニ)	令和7年1月1日現在所有している資産の合計取得価額を記入してください。
⑬ 備考	初めて申告される方	前年度までに申告された方
	申告資産のある方は「ア」を、 該当資産のない方は「ウ」を、 ○で囲んでください。	増減のある方は「ア」を、 増減のない方は「イ」を、 ○で囲んでください。
⑭ 異動事項	次のような事項がある場合は 異動年月を記入し 、該当する項目を○で囲んでください。 ・廃業や三田市内の事業所の撤去により資産がすべて減少した場合 ・前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に変更があった場合は、旧住所、旧氏名等参考になる事項 ・合併があった場合は合併法人名、被合併法人名等 ・特例・非課税に該当する資産を所有している場合や耐用年数を変更した資産がある場合 ・その他この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考になる事項	

★償却資産の申告に関する Q&A

Q1. 今まで申告書を送られてきたことがなかったのに、なぜ今回送られてきたのですか？

A. 償却資産の所有者は、**申告書を送られてこなくても、毎年1回自ら申告しなければなりません**(地方税法第383条)。調査により三田市内で事業を営まれていると思われる方については、申告書を送付しております。

Q2. 資産の増減がない、又は課税標準額が150万円(免税点)未満である場合でも申告しなければならぬのですか？

A. **必要です**。上記Q1の回答のとおり毎年1回は資産の増減がなくても申告しなければなりません。課税標準額が150万円(免税点)未満である方も申告が必要です。

Q3. 毎年税務署に所得税又は法人税の申告をしているのに、なぜ市にも申告が必要なのですか？

A. 税務署に申告する減価償却資産は「所得税又は法人税の申告において減価償却費を必要経費として計上する」ためのものです。それに対して市への申告は、地方税法で「償却資産を固定資産税の課税対象」としており申告が義務づけられています。よって、税務署の申告とは別に市への申告が必要です。

2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入のしかた

前年中において新たに取得した資産及び前年度までに申告漏れになっている資産をすべて記入してください。

初めて申告される方は令和7年1月1日現在で事業に使用している資産をすべて記入してください。

3枚複写となっていますので、1・2枚目を提出し、3枚目は貴事業所の控えとしてください。

前年までの申告内容を反映した明細書が同封されている方は、明細書の余白の行に、下記にならって増加資産を記入して提出していただくこともできます（コピーして貴事業所の控えとしてください）。

令和7年度										種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		1枚のうち	
所有者コード										所有者名										1枚のうち			
1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	7	8	三田市株式会社		1枚目					
行 番 号	資産 の 種 類	資産 コード	資産 の 名 称 等	数 量	取得年月				取得 価 額 円	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額 円	課税標準 の特例		課税標準額	増 加 事 由	摘 要						
					年 号	年 月	年 月	年 月					率	コード									
01	1		外構工事	1	5	06	04	7,000,000	15						3-2 3-4								
02	1		アスファルト舗装	1	5	06	04	1,800,000	10						3-2 3-4								
03	6		パソコン	5	5	07	01	1,250,000	4						3-2 3-4	1月1日取得							
04	6		エアコン	1	5	06	10	1,000,000	6						3-2 3-4								
05	6		応接セット	1	5	04	09	250,000	5						3-2 3-4	神戸市北区 より移動							
06	6		互着板	1	5	03	10	200,000	3						3-2 3-4	申告漏れ							
～ 中 略 ～																							
18															3-4 1-2								
				小計	10			11,500,000							3-4								

注意: 1. 「取得年月」の欄の年号については、昭和→3、平成→4、令和→5の数字を記入してください。

2. 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

記入項目	記入内容
① 所有者名	所有者名を記入してください。明細書のページ数を記入してください。
② 資産の種類	1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品 に対応する1～6の数字を記入してください。
③ 資産の名称等	資産の名称、型番等を記入してください。 ※名称が上段と同じでも、省略せずそれぞれ記入してください。
④ 取得年月	資産を取得した年月を記入してください。 令和7年1月1日に取得した場合は、摘要欄にその旨を記入してください。
⑤ 取得価額	当該資産の取得価額を記入してください。 ※取得価額は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、購入手数料、関税、据付費等、当該資産を事業に用いるために直接要した費用を含む）をいいます。 ※消費税については、税込経理方式で行っている方は取得価額に含めますが、税抜き経理方式を行っている方は取得価額に含めません。 ※圧縮記帳については地方税法上認められておりませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。
⑥ 耐用年数	6ページを参考に記入してください。 ※平成20年度の税制改正により、耐用年数の改正があった資産については、摘要欄に改正前の耐用年数を記入してください。
⑦ 増加事由	1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受け入れ、4. その他（摘要欄に理由を記入してください）のうち該当する番号を○で囲んでください。
⑧ 摘要	参考となる事項を記入してください。 例) 申告漏れ、非課税・特例資産の該当条項、変更前の耐用年数等

3. 種類別明細書（減少資産用）の記入のしかた

前年度までに申告をされた資産のうち令和7年1月1日までに売却・滅失・他市町への移設等の事由で減少した資産を記入してください。

3枚複写になっていますので、1・2枚目を提出し、3枚目は貴事業所の控えとしてください。

令和7年度 種類別明細書(減少資産用)

所有者コード								所有者名		枚のうち			
1	2	3	4	5	6	7	8	三田市株式会社		1	枚目		
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額 円	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分		摘 要
					年 号	年	月				1 売 却	2 滅 失	
01	1	123456	アスファルト舗装	1	4	11	07	1,500,000	10	10	1・2・3・4	1・2	
02	6	234567	パソコン	2	4	15	07	500,000	4	4	1・2・3・4	1・2	取得価格75万円(3台)のうち、50万円分(2台)を売却
03	6	345678	コピー機	1	4	18	07	500,000	5	5	1・2・3・4	1・2	神戸市北区へ移動
04	6	456789	事務所用テレビ	1	4	19	12	300,000	5	5	1・2・3・4	1・2	有限会社三田市に売却
～ 中 略 ～													
				小 計	5				2,800,000				

第二十六号様式別表二（提出用）

記 入 項 目	記 入 内 容
① 所有者名	所有者名を記入してください。明細書のページ数を記入してください。
② 資産の種類	1. 構築物 2. 機械及び装置 3. 船舶 4. 航空機 5. 車両及び運搬具 6. 工具、器具及び備品 に対応する1～6の数字を記入してください。
③ 抹消コード	同封の資産別明細書のうち、減少した資産の「資産番号」を右詰で記入してください。抹消コードで台帳の処理を行いますので、抹消コードは種類別明細書の資産番号を正確に記入してください。
④ 数量・取得年月 ・ 取得価額	減少した資産の数量・取得年月・取得価額を記入してください。一部の資産が減少した場合は、欄内に減少した数量・取得価額を記入してください。
⑤ 摘要	<ul style="list-style-type: none"> 資産の一部を除却した場合（一部滅失） 減少の区分が「2 一部」の場合、減少した部分に対応する数量・取得価額を記入例のように具体的に記入してください。 その他の事由で減少した場合 具体的な事由等を摘要欄に記入してください。

前年までの申告内容を反映した明細書が同封されている方は、下記にならって減少資産がわかるように記入して提出していただくこともできます（コピーして貴事業所の控えとしてください。）。

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			(イ) 取 得 価 額	(ロ) 耐 用 年 数	(ハ) 減 価 残 存 率	(ニ) 課 税 標 準 の 特 例	(ヘ) 評 価 額	(ホ) 課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月								
01	1	123456	アスファルト舗装	1	4	11	7	1,500,000	10					1・2 3・4	
02	6	234567	パソコン	1	4	15	7	250,000	4					1・2 3・4	取得価格75万円のうち50万円分を売却
03														1・2 3・4	
04														1・2 3・4	
05														1・2 3・4	

全部減少した資産は、その資産に抹消線を引いてください。
一部減少した資産は、残存している数量と取得価額をそれぞれの欄の余白に記入してください。
併せて、余白部分に減少事由を記入してください。

第5部 税額等の算出方法

1月1日現在所有する資産ごとの評価額を算出し、その合計額を課税標準額とし、税率を乗じて税額を算出します。

(1) 評価額の算出方法

初年度 = 取得価額 × (1 - 減価率 × 1/2) ※ は小数点以下第4位を四捨五入

2年目以降 = 前年度評価額 × (1 - 減価率)

※下の「減価率一覧表」を使って、計算式の(1 - 減価率 × 1/2)の部分を実減価残存率(前年中取得)に、また、(1 - 減価率)を実減価残存率(前年前取得)に置きかえて計算することができます。

減価率・減価残存率一覧表(抜粋)

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)			前年中取得 (1-減価率/2)	前年前取得 (1-減価率)
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	30	0.074	0.963	0.926
12	0.175	0.912	0.825	35	0.064	0.968	0.936
13	0.162	0.919	0.838	40	0.056	0.972	0.944
14	0.152	0.924	0.848	45	0.050	0.975	0.950
15	0.142	0.929	0.858	50	0.045	0.977	0.955
16	0.134	0.933	0.866	55	0.041	0.979	0.959
				60	0.038	0.981	0.962

【評価額の計算例】

取得価額300,000円、取得時期令和6年9月、耐用年数4年の資産の場合

耐用年数4年 ⇒ 前年中取得分の減価残存率：0.781

前年前取得分の減価残存率：0.562

※上記の減価率・減価残存率一覧表(抜粋)を参照

令和7年度 = 300,000円 × 0.781 = 234,300円

令和8年度 = 234,300円 × 0.562 = 131,676円

令和9年度 = 131,676円 × 0.562 = 74,001円

令和10年度 = 74,001円 × 0.562 = 41,588円

令和11年度 = 41,588円 × 0.562 = 23,372円

令和12年度 = 23,372円 × 0.562 = 13,135円 < 15,000円

(最低限度額：取得価格の5%)

※ 計算の結果、令和12年度の評価額は取得価額の5%未満になりますが、償却資産の評価額は取得価額の5%を最低限度額としているため、この資産が事業用に使用されている期間の評価額は、令和12年度以降も15,000円となります。

(2) 課税標準額の算出方法

課税標準額 = (1) で計算した各資産の評価額の合計

- ※ 課税標準額が150万円未満の場合は、固定資産税は課税されません。
- ※ 課税標準の特例を受ける資産の場合は、評価額に特例率を乗じた額をもとにして課税標準額を算出します。

(3) 税額の算出方法

税額 = (2) で計算した課税標準額 × 税率 1.4%

- ※ 三田市内に土地・家屋を所有されている場合、土地・家屋・償却資産全ての課税標準額を合算したもの(1,000円未満切捨て)に税率を乗じて、固定資産税の税額(100円未満切捨て)を算出します。
- ※ 固定資産税の納税通知書は5月上旬に発送予定です。納期は5月、7月、12月、翌年2月の年4回に分かれています。
- ※ 過年度分について追加課税になった場合の税額は、直近の納期に一括して納付していただきますので、ご留意願います。

第6部 その他

1. 電子申告「eLTAX (エルタックス)」

三田市では、地方税ポータルシステム「eLTAX (エルタックス)」を利用したインターネットによる固定資産税(償却資産)の電子申告を受け付けています。

エルタックスをご利用いただくことで、自宅やオフィス等からも申告が可能になります。

eLTAXのご利用開始・利用方法は、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。

地方税共同機構

- ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp> **エルタックス**で検索できます
- 電話番号 0570-081459 (ハイシンコク)
(先の番号でつながらない場合 03-5521-0019)
- 受付日 月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、休祝日、年末年始12月29日～1月3日は除く)
- 受付時間 9:00～17:00

※申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください

2. 実地調査等のご協力のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条に基づき、電話での問い合わせや資料提供の依頼、実地調査を行っておりますので、その際にご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法第354条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合現年度だけでなく5年度分まで遡及して修正することもありますので、御了承ください。過年度分について追加課税となった場合は、通常と異なり、納期は1回となります。

3. 口座振替

口座振替納税は、一度お申込みいただければ、指定した金融機関やゆうちょ銀行の口座から納期限の日に自動的に引き落としして納税できる便利な制度です。

三田市ホームページ [くらし・手続き>税金>納付](#) をご覧ください。

4. スマートフォン決済サービス

スマートフォン決済サービスは、システム利用料が発生せず納付書のeL-QRコード又はバーコードをスマートフォンで読み取るだけで納付できます。

三田市ホームページ [くらし・手続き>税金>納付](#) をご覧ください。

ご提出の前に・・・

- 申告書の「1 住所」欄に納税通知書の送付先の記入はされていますか？
- 申告書に「6 この申告に应答する者の係及び氏名」の記入はされていますか？
- マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記入はされていますか？
- 申告書に「15 資産所在地」は記入されていますか？
- 種類別明細書（増加資産・全資産用）の耐用年数は記入されていますか？
- （控えのご返送をご希望の場合、）切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？

郵送で申告書を送付される場合は、
「あて名ラベル」として切り取って
封筒に貼付けし、ご利用ください。



〒 669-1595

兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

三田市役所 税務課 資産税係

償却資産担当 行

令和6年12月発行
発行 三田市役所 税務課 資産税係
発行番号 24税2-077A4